

就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるように、「就労アセスメント」の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。

障害者総合支援法の条文第5条（略） 13

「就労選択支援」とは、**就労を希望する障害者**又は**就労の継続を希望する障害者**であって、**就労移行支援若しくは就労継続支援**を受けること又は**通常の事業所に雇用されること**について、当該者による**適切な選択のための支援**を必要とするものとして主務省令で定める者につき、**短期間の生産活動その他の活動の機会の提供**を通じて、**就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮**その他の主務省令で定める事項の**整理**を行い、又はこれに併せて、**当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整**その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※主務省令…厚労省の施行規則

就労選択支援の対象者

- ・ 就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者
- ・ 段階的に対象者を拡大

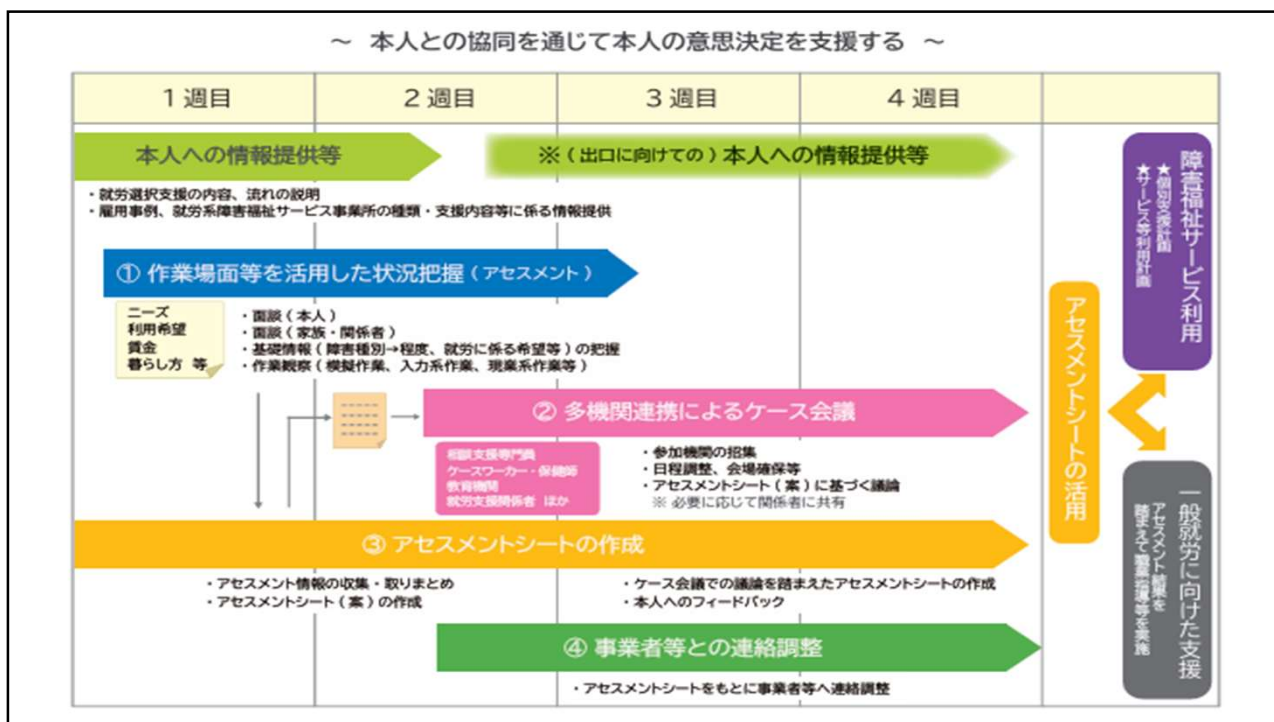
R7. 10～まず新たに就労継続支援B型を希望する方

B型利用者が就労選択支援の意味を理解し、希望した方

※B型を利用するためのサービスではなく、本人が就労先や働き方について良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を使い中長期的な視点をもって、本人の希望、就労能力、適性に合った選択を支援するサービス。

- ・ 本人との協同による意思決定を支援するサービス
- ・ 就労の可否を判断したり、どの就労系サービスを利用するのか振り分け、あっせんを行うサービスではない。

サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	令和9年4月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	



4つの支援の柱

①作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）

②多機関連携によるケース会議の開催

③アセスメント結果の作成

④必要な事業者等との連絡調整

その方に応じて異なります（一般就労ならば、ハローワーク、就業・生活支援センターなども入ります）

開催する会議については、テレビ電話装置等 を活用して行うこと可。



初めてはたらく場合 (50歳に達している方、または障がい基礎年金1級を受給している人を除く)

計画相談事業所と契約していない場合

基幹相談支援センターもしくは
障がい者生活支援センターと
就労選択支援利用を検討します

計画相談事業所と契約している場合

計画相談事業所の相談支援専門員と
就労選択支援利用の検討をします

就労選択支援事業所の見学をします

通所する事業所が決まったら

障がい福祉課に「就労選択支援」利用の申請をします。

計画相談事業所（相談支援専門員）が
「サービス等利用計画（案）」を作成・市に提出します。

サービス内容や支給期間が決定し、「受給者証」が交付されます。

- 「受給者証」の発行まで3週間程度かかります。
- 計画相談事業所（相談支援専門員）が「サービス等利用計画（本計画）」を作成し、障がい福祉課に提出します。

「就労選択支援事業所」と契約をし、就労選択支援利用を開始します。



就労選択支援利用終了したら

アセスメント結果に基づいて、今後利用するサービスの申請をします

はたらいたことがある場合 ※一般就労、アルバイト含む

受給者証発行後すぐにサービスの利用が可能です。
※受給者証の発行には障がい福祉課で利用申請が必要です。

初めてはたらく場合で、
「就労移行支援」や「就労継続支援A型事業所」
を利用する場合など利用には条件があります。
分からないことは、障がい福祉課もしくは、
障がい者生活支援センターまでお問合せください。

